

# 學寮關基法海院樹心傳及其の資料 (二)

日野環

## (三) 法海院樹心傳資料

目次

- |                  |      |
|------------------|------|
| (甲) 諸記錄及拔萃       |      |
| (一) 後集往還寺由緒正統編拔書 | (六項) |
| (二) 往還寺記錄拔書      | (二項) |
| (三) 御講書次第書拔書     | (二項) |
| (四) 往還寺由緒        | (全)  |
| (五) 松岡山南溟寺記錄拔書   | (二項) |
| (乙) 本願寺諸日記拔書     |      |
| (一) 年中行事日記拔書     | (六項) |
| (二) 御堂日記拔書       | (二項) |
| (三) 栗津重要日記拔書     | (二項) |
| (丙) 書翰集          |      |
| (一) 栗津右近書翰       | (二通) |
| (二) 常如上人御消息      | (二通) |
| (三) 一如上人御消息      | (二通) |

(四) 惠明院殿書翰(内一通は自筆)

(五) 海老名主稅書翰

(六) 横超寺願意書翰

(七) 樹心書翰

(八) 樹心父、圓作書翰

(九) 南溟寺書翰——樹心室書翰

(甲) 諸記錄及拔萃

(一) 後集往還寺由緒正統編 (寫) 一册

(解説)

『後集往還寺由緒正統編』なる書名は、筆者が私に附したる書題である。本書は卷首數紙を送してをり、現在は墨附二十枚和紙袋綴りの寫本である。

往還寺には、明治十年の火災までは記錄文書等の資料が相當に存した由なるも、その大部分を焼失したことは、卷末の讞語に次の如く語つてをる。

「當寺既往傳來之系圖書等一卷あり、由緒正統編と名けて

詳細なりしが、明治十年丑十月十日、當村不慮の災火東風烈しくして、終に我等所在の品々不殘燒亡可哀可愴、漸く燒け殘小紙を拾集して、一字三字つゝりて正統編のあとをしたひ、由緒之縁を結畢。猶後の人添削を待而已。明治十年丑十二月日、十七世住職 松下泰心

右の如く本書は忽々のうちに後集したためか、記事に寫誤や推量の誤り又は誤と思はるゝものが往々存することを注意せねばならぬ。

(後集往還寺由緒正統編 拔萃一)

一八世 圓 作 於泉州南溟寺逝去、年號不詳

法名改淨惠、則法名一如上人御眞筆を以て下賜。

祥月三月二十八日寂。

一九世 圓澄講師

後、法海院樹心と號す于時天和三年癸亥五月十一日逝去。常如上人より法名御直筆を以て頂戴三十八歳にして寂、實に往還寺にをひては、中祖開基と尊敬すへき事なり。

幼年より學問に志し、拾六歳にして武州江戸駒込吉祥寺、曹洞派の學林に入て奥義を通達、不日吉祥寺後住の沙汰ありければ、本宗に歸らんと直に上洛、眞宗の法門を深く探り給ふに、御本山第十五世泥沍院様御代、延寶五丁巳年十月御奉公に被召出、法名樹心被遊御改、講師役被爲仰付候、其節御眞筆の

法名頂戴仕、並御召之七條御姿婆奉拜領冥加に叶申仕合にて候……(中略)……就中、延寶度御門跡様御君達様御達化之時分御葬式御供被爲仰付候、裝束拜領披爲仰付、其内茶色之御法服下賜着仕候、外に品々拜領に成物、南溟寺にも留め申事

常如上人泥沍院様御君達

幻如 延寶七年七月廿二日寂三歳號本空院

貞丸 延寶八年閏八月十二日逝

竹丸 延寶九年六月廿九日號光顔院常圓

一如上人無碍光院様姫君

光滿院道無 延寶九年二月十四日逝

拜領之内、往還寺に致安置候品者

泥沍院様より樹心學師頂戴仕候

御眞筆法名、同花の間江御召之御書簡、七條御姿婆一領、五條

袈裟壹領

無碍光院様、新御門跡様に被爲成、始て大品の九十字御名號に御名御印まで被爲遊、則樹心を御座所江御召され、御机の上より御直に拜領被爲仰付、是は御家督最初書習にて其方に可與。(四行中略)御墓不の御珠數拜領に相成、往還寺江指下

し度……(三行中略)御眞翰二通、御懸字壹幅・書物入文庫壹つ

木佛寺號 延寶六年奉願上候得は、早速被爲遊御免寺號

改往還寺、冥加之御禮にて御免被爲下げ、木佛之儀者、栗



持之 御墓木の御珠敷、往還寺へ被遺候に付御理之段、則相鏡申候處被指遺候仰事に御座候、爲其如此御座候

恐々謹言 書判

八月廿七日

樹心様

森川小十郎

旨御中

(?)

(同く拔萃 六)

御眞筆法名之寫

法名 釋 樹心

延寶五季丁巳陽月廿七日

釋常如 御書判

(同く拔萃 七)

一如上人御眞筆法名之寫

如上人御眞筆三人法名

法名 釋 尼 妙空

法名 釋 淨 惠

法名 釋 妙 惠

(同、拔萃 八)

學寮の由來

龜陵講師眞筆卷物 一卷 寫

吾宗學問をむねとせざるゆへにや、往昔は兩本廟とも爾學肆を置ことなし。寛文五年乙巳浪華の御門徒高木宗賢資財を獻して

學寮を創建す、樹心師もと、能州の妙嚴寺方地中往還寺に誕生して武府に遊學す。泥洹院尊和尚これに講主を命し、禪家の清規を摸して別に準則を堂つ、眷遇を爾渥くして、七條五條の袈裟各一領、念珠一具並尊書を賜ふ。後に泉州の南溟に移りて、天和三年五月十一日永逝す、法海院と號す。(以上)

(註)

(一) 三十八歳とあるは、三十五歳の誤りと考へらるゝ即年代計算の誤なり、この『由緒正統編』の記事の資料となつたものは天保五年四月筆録の『往還寺記録』及その時代を下らざる寫本『御講者次第書寫』(この二冊は明治十年の火災をまぬがる)と思はれるが、ともに慶安二年出生とあり、又彼の寂年は天和三年なることは諸記録みな一致す、然れば樹心の享年は、三十五となる

(二) 泥洹院は常如上人の御引退後の院號

(三) 『由緒正統編』拔萃五、「粟津翰一」、「由緒」參照

(四) 「粟津翰一」、「由緒」、「正統編」參照。

(五) 一如上人の姫君光滿院道無様、延寶九年六月廿九日御逝去

(六) 「花之間江御召之御書簡」、これは常如上人より粟津元

限に宛られたるものにして樹心に宛たものに非ず『常如上人消息』二九〇、「資料」の「常如上人御消息三」參照

(七) 延寶六年五月十二日、常如上人の法嗣として河内八尾の大信寺より入山

(八) 『一如上人消息集』五九、二一七、「資料」の「一如上人御消息一、二」参照

(九) 『正統編』によれば、「一色一香無非中道」とあり、今は不傳

(一〇) 「一如上人御消息一」を参照、今は不傳

(一一) 「正統編拔萃三」を参照

(一二) 「正統編拔萃四」を参照

(一三) 常如、一如の兩御門主

(一四) 「延寶二年」とあるは「延享二年」の誤記である、即この記事の資料と考へられる『由緒』の今此文面に相應するところには「延享二年」とあり、おそらくはこれを誤記したものである

(一五) 今茲に智春とあるは智春の誤である、思ふにこの記事の資料となつたものは、延享二年に、智春の草記した『由緒』であるが、その末尾に彼は智春と自署してをる、然るに今この『正統編』の筆録者は智春と誤記したものである

(一六) この常如上人の御眞筆法名は、往還寺に現に所藏さるゝ

(一七) 「釋淨惠」は樹心の父圓作の法名なることは、「拔萃一」の八世圓作の項下に明かである、然るに樹心が南溟寺へ入寺後、往還寺を相續した婿、策傳は天和三年十一月に逝去し、「南溟寺書翰一」に據つて推測すれば、妙惠

學寮開基法海院樹心傳及其の資料(二)

は策傳の法名なりと思考さるゝ、然るに樹心の母に關するものが、今我等が遇目し得る關係資料中に一つも見出すことが出来ぬ、然ればおそらく既に早き頃に於て死亡したるによるならむか、しかも今この法名が一如上人の筆にして三名連記され、「釋尼妙空」がその最初に記されてあるところより見れば、それは正に樹心の母の法名なるやを推測せしむるのである

(一八) 龜陵惠琳講師自筆の一卷は往還寺に所藏されてをる  
(一九) 寛文五年學寮創建とは認め難いしかし自分の見たる限りに於て、寛文五年説の最古の文献である

(二〇) 高木宗賢については「惠空老師行狀記」によれば、平野屋五兵衛と稱し、俗姓は高木氏、後剃髮して法名を宗賢と稱し正徳五年に逝去す、學寮創建の財的援助者として知らる、嘉永五年新版の『二千年袖鑑』には「寛永十三、大坂平五二七十年、舊氏日加田新城屋といふ、故有て高木氏と改む、出所攝州福井村、十人兩替の内」として當時の店舗の挿繪を掲げてをる、高木宗賢は平野屋五平の二代であるその詳細は他の場合に譲る

(二一) 『眞宗大系總目錄』所收の「大谷派本覺沿革略」にかゝぐる壁書の發祥をなしたものと考へらる (以上)

(二二) 往還寺記録(寫) 一册

(解説)

表紙に「天保五年午四月改之書記す」として内容の見出を四

條書きつらねてあるその第二條に「法海院樹心講師學寮開基之事」と云ふ一條があるが他は寺の堂班等に関する願書の控へ書きである。表紙とともに墨附二十八枚の美濃紙綴り。『往還寺記録』なる書名も今私に附したるものである。

然るに仔細に檢するとこの一冊の後の七枚と前の十一枚とは筆蹟紙質を全く異にする、思ふに後の七枚は明治十年の火災の時、焼失した別冊の記録の焼け残りを、後にこの冊子に綴り込んだことは一見して明かである。この後の七枚に記載されてあるものは全部前に掲げた『正統編』の中に載せられてをる。焼け残つた七紙と、十一紙の控書きとが後に合冊されたものが、今の『往還寺記録』である。

(往還寺記録抜萃)

△樹心法海院講師出生之歳者、慶安二年、則此年は日光江御社參にて、六月大地震にて候也。

△樹心講師短命にして死ス、則天和三年之五月十一日逝去也、又此年日光大地震なり。

(首書) 樹心師行齡三十五歳也

△天和三年より天保四巳年迄百五十二年に相成申候。

延寶六年に樹心講師、東學寮建立し給ふ也。天保四年迄に年數百五十八年になる也。則此年西御本山に經藏建立也。

(首書) 慶安貳年出生の年よりは天保四年迄百八十四年に相なり申候

(註) (一)(二)ともにその年數は計算の誤りである。

(三) 御講者次第書 (寫) 一冊

(解説)

樹心、噫慶、惠空以下雲華院にいたるまで、講者次第を列記すること五紙、次に白紙一葉をへだて、「大略相記す」と見出を置き、樹心に關する由緒を一紙半略記する、表紙とも九枚袋綴りの冊子である。その記述より推すと、文政二年に書寫するところと思はれ、これが前掲の天保五年書寫の『往還寺記録』の資料となつたと考へらる。但、文政二年の記録の内に天保四年に挿入した追記がある。

(御講者次第書寫 抜萃)

常如上人御代講者學寮開基

一 能州鶴飼妙嚴寺地中往還寺

後泉州大津南溟寺に住職す號法海院

一 洛陽長覺寺

講者

一 洛陽西福寺贈號光遠院

樹心

噫慶

惠空

(以下略)

(同く抜萃 一)

樹心講師之事

慶安二歳に出生

此歳

日光御社參、武州川越大あらし也  
六月大ちしん。

泥洹院様御代、延寶五丁巳年十月御奉公に被<sub>レ</sub>召出。法名樹心

學寮開基法海院樹心傳及其の資料(二)

(四) 往還寺由緒 (寫) 一册  
(解説)  
往還寺十二世智眷が、延享二年に自家の由緒を、本山定衆江州稱名寺、小松本蓮寺の手を経て、當時の衆會役、長安寺、即現寺へ取次方を依頼せるとき、提出せしものの控へ書である。おそらくは智眷の自筆と推定さる、現在往還寺に所藏さるゝ記録のうち、尤も基本的なものである。今これを、檢するに和紙九葉の袋綴り、墨附七枚の寫本であつて、それに水色の表紙を附してある。その内容を全部左に示すが、外題はなく『往還寺由緒』なる書名は私に附したるものにすぎぬ、内題には單に「由緒」とあるのみ。猶本書は谷大の圖書館に藏する『學寮法規』のうちに附録されてをる。

由 緒

往還寺先祖、開作新發意圖澄儀

天和三歲逝去 此歲 とく松君御逝去、日光大地しん。  
慶安二年より天和三年迄三十五年也  
天和三歲より文政二卯年迄百三十七年になるなり  
文政二卯歲 六月洛中洛外大地しん。  
△延寶六年に樹心講師學寮を建立し給ふ也、則天保四年迄に、百五十八年に相成申候 此年西御本山には經藏御建立也。

(以上)

與被<sub>レ</sub>遊、御改御堂衆役被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>仰付候、其節御眞筆之法名頂戴仕、並御召之七條之御袈裟奉<sub>レ</sub>拜領冥加に叶申、仕合に御奉公に罷出申候、其趣者、延寶五年閏十二月十日に、粟津右近殿より、寶蓮寺正益を以、圖作方江直筆之御紙面に而、委曲被<sub>レ</sub>仰越候、則其御紙面于今所持仕罷在申候、然處に延寶六年に無碍光院様新御門跡様に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成、夫より

兩御門跡様、樹心に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>加御哀憐を、每度奉<sub>レ</sub>蒙難有御意申候、殊に御奉公に被<sub>レ</sub>召出候翌年より、講談被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>仰付相勤申候、其節迄に御本山に講堂無<sub>レ</sub>御座候に付、樹心奉<sub>レ</sub>願上候者、西御本山に者講堂有<sub>レ</sub>之候得共、當御本山に未だ講堂無<sub>レ</sub>御座候儀、數け數奉<sub>レ</sub>存候、何とて御建立之儀、被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>仰付下候者、難<sub>レ</sub>有可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存旨奉<sub>レ</sub>願候得者、兩御門跡様、樹心願之儀、御滿悅に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>思召候趣に而、早速御造營之儀被<sub>レ</sub>仰付候處、無<sub>レ</sub>程成就仕 則於、右御長屋に、始而亦樹心に講談被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>仰付、殊に今度者、講堂奉<sub>レ</sub>願上候爲<sub>レ</sub>御褒美與、御堂衆役乍相勤、紋白之袈裟被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊、御免難有仕合に而講談相勤申候、然處に 兩御門跡様より、講談申内に茂難有御意に而、御眞筆之御書翰、被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下別而、無碍光院様より、御厚情之御書翰數度被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下候、右御書翰等、于<sub>レ</sub>今數通難<sub>レ</sub>有致安置罷在申候、然處に樹心御奉公相勤申内、泉州大津南濱寺を拜領被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>仰付候、然共病身に御座候故寺拜領之儀、乍恐御辭退申上度旨申上候得共、兩御門跡様より、重而之御意に者、思召有<sub>レ</sub>之拜領致<sub>レ</sub>仰付

候間、無辭退入寺可仕旨御意被成下候に付、難有奉拜領入院仕候處に、其後無程餘間出仕被爲遊御免、冥加に叶申難在仕合に而寺務仕申候、併常に在京仕、兩御門跡様江御給仕申上罷在候處、御袈裟、御珠敷御時服等數度拜領被爲仰付候、然中、延寶九年に、御門跡様御君達様御遷化之時分、御葬式御供被爲仰付候處、裝束之分不殘拜領被爲仰付殊に茶色之御法服被爲下候而、染直し着用仕候様に被仰渡候處、樹心申上候者、染置し申候而者、拜領之印茂無御座候間、此儘着用仕候様に被仰付可被下旨、奉願上候得者、願之通其儘着用可仕旨亦被仰渡難有奉存、其儘致着用、御供仕申候、其外樹心一生之間拜領仕候物者難盡筆紙に程之事に御座候得共、悉南溟寺に留め申候、種々拜領之内、往還寺に致安置候品者、泥沓院様より樹心頂戴仕候御眞筆之法名並御奉公に被召出候節奉拜領七條之御袈裟、且亦無碍光院様、新御門跡様に被爲成、始而大品之九字十字之御名號に、御名御印迄被爲遊、則樹心を御座所江被遊御召御机之上より、御直に拜領被爲仰付候、則右御名號を御手に被爲持御意之趣者、是者御書習と思召遊し候、其方に可與何ぞ望はなき歟、望あらば書可遣と、御意被成下候、其時樹心、往還寺與寺號を被遊し下候様に奉願上者存候得共、餘りに恐多く申上兼、心願許に而唯頂戴仕、一生之殘心此事成旨申罷し候、其後、

御所持之御墓樹木之御珠敷、拜領被爲仰付候是茂樹心を御座所江被爲召、御直に被爲下候、右之品々者往還寺江指下し申度旨

御門跡様江、森川小十郎殿を以、樹心奉窺候處、任望往還寺方江指遣し可申旨受御意を、則指越申候、右御意之趣は小十郎殿分紙面を以、樹心方江被仰越候、其紙面茂所持申候、然者右之品々者、往還寺奉拜領同前之趣に罷成、別而難有頂戴仕、于今致安置罷在申候、且亦、往還寺木佛寺號之儀、延寶六年に樹心奉願上候得者、早速被爲遊御免候然處に寺號者、冥加之御禮に而御免被爲下木佛之儀者、栗津右近殿より、往還寺江御寄附に而御座候、則眞筆之寄進狀所持仕罷在申候。右樹心儀者、圓作物領新發意に而御座候得者、往還寺住持可仕者に御座候得共、南溟寺拜領被仰付候故、往還寺者妹に相譲り、作傳與申僧入聲に仕、爲致相續、樹心者一生南溟寺に在寺仕申候、然處に樹心實子無御座候に付、右作傳新發意六歳に罷成候者を、延寶八年之春、南溟寺江引取申候處、其年九月廿一日に御門跡様南溟寺江被遊御成御機謙能、終日被爲入、其上右新發意、御目見江被爲仰付、樹心養子に可仕旨被仰渡、則栗津右近殿名付親として、御門跡様被遊御好之民部與名を被下難有奉存候所樹心儀、終に天和三年五月十一日に於南溟寺に病死仕、則院號法海院與御免被下候、然に其節、御門跡様より樹心儀者、御長屋開基之趣被仰出、則樹心命日に者、於御長屋に一月次之連夜相勤候様、所化中江

被<sub>レ</sub>仰渡<sub>二</sub>候旨、承傳へ申候、依<sub>レ</sub>之右養子に被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候民部儀、天和二年六月十二日に、法石圓心與相改、得度被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>仰付候に付、法海院養命之後、早速南溟寺住職被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>仰付<sub>二</sub>寺務仕申候、是亦作傳惣領新發意に而、往還寺相續可<sub>レ</sub>仕者に御座候得共、往還寺者、弟要傳<sub>(七)</sub>に相讓り爲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>相續<sub>二</sub>申候、然に右圓心、實子新發意壹人御座候得共、若年に而病死仕、其外實子無<sub>二</sub>御座<sub>二</sub>終に寶永二年二月廿三日に病死仕、側號智覺院而、御免被<sub>レ</sub>下<sub>(八)</sub>候、依<sub>レ</sub>之南溟寺無住に罷成申に付、

功德聚院様より、御堂紫噫慶を被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>召出<sub>二</sub>於<sub>二</sub>能州<sub>一</sub>南溟寺筋目之者は無<sub>レ</sub>之哉と被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>遊<sub>二</sub>御尋<sub>二</sub>候得共、筋目之者は壹人茂無<sub>二</sub>御座<sub>二</sub>候旨、噫慶被<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>候由及<sub>レ</sub>承申候、依<sub>レ</sub>之河州出口光善寺殿御舍弟<sub>(法名眞顯院 號智乘院)</sub>南溟寺住職被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>仰付<sub>二</sub>候、然者、拙僧儀南溟寺筋目之者に御座候得者、無住に罷成候節、泉州江罷越寺相續茂可<sub>レ</sub>仕者に御座候得共、其折幼少に而、殊に國を隔、罷在候故其儀茂無<sub>二</sub>御座<sub>二</sub>空<sub>レ</sub>所縁茂切申候、右之外、樹心一生之間、

兩御門跡様被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>加<sub>二</sub>御哀憐<sub>二</sub>候趣共者、略之申候隨<sub>二</sub>御尋<sub>二</sub>に且々可<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>之者也、依而由緒如<sub>レ</sub>件

能登國珠洲郡鶴飼

往還寺

智<sub>(一九)</sub> 眷

延享二乙丑年五月

(註)

(一) 常如上人御引退後の院號

學寮開基法海院樹心傳及其の資料(二)

(二) 京都市下京區中堂寺楠筋町、寶運寺なるべし

(三) 一如上人の諡號、新門として御入山は延寶六年五月

(四) 延寶六年より講談を仰付らる

(五) 延寶六年學寮創建、「常如上人御消息二」御講者次第

『記錄』參照

(六) 「一如上人御消息一、二」參照

(七) 「南溟寺記錄」參照

(八) 延寶七年の三月九日以前の入寺なるべし『正統編』

「樹心翰一」參照

(九) 『正統編』參照、光滿院道無御逝去、延寶九年二月十四

日

(一〇) 『記錄』及『正統編』參照

(一一) 『記錄』及『正統編』參照

(一二) 『記錄』及『正統編』參照

(一三) 『記錄』及『正統編』參照

(一四)、(一五) 『正統編』の「拔萃二」參照

(一六) 『正統編』及「圓作翰一」參照

(一七) 『正統編』の「拔萃二」參照

(一八) 眞如上人の院號

(一九) 往還寺十二世にして、十一世要傳の子なり、但『正統編』には智眷と誤記す

(二〇) 延享を『正統編』には延寶と誤記す、注意すべし

(以上)

(五) 松岡山 南溟寺記録 (寫) 一册

(解説)

右この一册は、南溟寺現住職の先代公鎮氏が明治廿八年初夏の頃、調査し集記したものである。今を去る三代の時、當寺は寺運傾き資財記録等散逸の事情に遭遇した、これ實に先代公鎮氏の十四歳の時であつた。爲に現在樹心に關する遺品、述作、消息、文書等殆、留むる物なく、たゞ僅に一如上人より拜領の珠數と御内佛の御脇懸二幅が存するのみである。その御脇懸一には、「元祖親鸞聖人」とあり、他の一つには如信上人、覺如上人等々と歴世の宗主を列記して最後に「一如」と自名を署してある。右の如き事情のうちより寺記を調査記録したるが即本册子である。よつて皆悉く誤りなしとは保證し難い。

(松岡山南溟寺記録抜萃)

由 緒

當寺は片桐某大和小泉之産也天文五年七月、本山十世證如上人に就き得度し、法名明賢と號す。眞鍋主目なる者の城蹟即今在住の地を下し、長泉寺と稱す。加之宅地拾町六反餘を開拓し、下條大津三百餘戸の居住地に貸與し、俗に地子と云寺録となし、八十餘石を寺に附。然る後、明賢の支孫明行、江戸に一寺を立て寺號を是に遷せり。其時當寺を以て大津御堂と稱へ、本山別院となる。後に本山十六世一如上人より、延寶年中南溟寺の號を下附せられ、樹心に賜之三世にして絶つ。更に河内國茨田郡出口

村光善寺常顯弟眞順を以て住職とす。于時寶永六年十月廿八日也已上。

長泉寺累代法名

開 基

鵬雲院日記中より寫す、文政十年より數ふ。

明 顯

天文十丑年 二百八十七年

第二 明 寂

天正九巳年 二百四十七年

第三 明 誓

文祿四未年 二百三十三年

第四 明 僚

慶長三年 二百三十年

第五 式 部

同十五年 二百十八年

第六 明 行

正徳元申年 百七十七年

第六世にして江戸淺草に遷る

御坊所

寛文十戌年 百五十八年

延寶七未年

法海院樹心

此時、南溟寺の號を給ふ。大學寮設立に功あり

一如上人より御垢附七條、念珠、内佛懸二幅、此時に被下。又明治廿五年本山酬德會に付、法名記入の御沙汰有之。

天和三亥年

智覺院圓心

寶永六丑年

同嫡子稱德

桂心

(註)

(一) 延寶七年の三月九日以前に入寺と考へらる。

(二) 『由緒』によれば、民部が得度して圓心と稱したのは、天和二年六月十二日であり、樹心が歿したるは、天和三年五月であるから、南溟寺の後任となつたのは、天和三年である、今茲に「天和三亥年」とあるはそれを示したものである。但、智覺院と御免ありしは、寶永二年二月の逝去した後のことである(往還寺由緒)。

(三) 「嫡子稱徳」とは圓心の實子である即、惠明院の書翰(二)その出生を祝された當人であらう。『往還寺由緒』には實子一人早世して跡なきを記してあるが、寶永六年のしかも十月以前に歿したことゝ推測さるゝ。

(四) 「桂心」は實名であり、稱徳はその法名ではなからうか。(以上)

(乙) 本願寺諸日記抜書

(年中行事日記抜書)

延寶五丁巳年

一、正月廿五日々中過、尼崎(一)の海瀕、初而御目見於書院御對面。

一、三月廿七日(二)の夜、尼崎(三)の海瀕上京申候由達(四)上聞、養動(五)へ被(六)召寄(七)、終(八)及(九)深更(十)迄御閑談、惠明院殿(十一)此座にて海瀕(十二)教訓被(十三)仕候、此人元來能州(十四)地下坊主の子也、然に近年は淨土宗を習ひ其後、西の寺内にて數年學問いたし隨分と厚心

學寮開基法海院樹心傳及其の資料(二)

にて學智法義、世に稀成者也内々長覺寺とは別而語りし故、爰元の様子上にも御思召人有之候由傳承、御用にも相立ち申度望も有之智藏(一)も達而強候故、去年六月に始而右近參會致し、心入之程推量之上、則内々申上置候而、此方は歸參、當正月表向の御禮爲申置候、上にも御座近く今宵初而被(二)召寄(三)御感甚々々。

一、四月六日……翌朝南都へ被(四)爲成、寺社一見、海瀕南都へ參候由先日申上候に付、此御心掛にて御尋被遊候へ共住所不知候故其晩に木津より船にめし夜半に還御。

一、十月廿七日、御堂衆に樹心被召出於後堂御禮申上其節御召之七條(一)金地雲紋金帶、御珠數、教如様御持、御末廣被(二)下、此坊主は道心學問の器量有之、一所不住に而罷在候處、御門跡様は器量承及、御(三)宗に歸依仕、御内證に而御對面被(四)成如、此被(五)召出候、樹心元は海瀕也。

延寶六戊午年

一、正月、樹心に會所屋敷被(一)下普請料銀子五貫目被(二)下、所化御預け被(三)成候

一、夏前に所化の衆、樹心に可(一)致(二)支配(三)旨被(四)仰付、帳面に記之諸事指行候也。(以上)

(御堂日記抜書)

延寶六戊午年

一、霜月十八日、晨朝過(一)に新御門跡様江御本書御傳授有之、此節、長覺寺、樹心二人共同聽聞被(二)仰付候、委細如(三)別記也

(粟津日記抜書)

延寶六戊午年

一、十一月十八日、晨朝過御本書御傳受有<sup>(一)</sup>之此時長覺寺樹心とも同聽聞被<sup>(二)</sup>仰付<sup>(三)</sup>

延寶七己未年

一、七月廿三日、本空院幻如様御往生御葬禮戌刻、異書院御座

御棺恩明院長覺寺樹心法順坊奉昇高廊下より御出……………。

(以上)

(註)

(一)(二) によつて見るに、「尼ヶ崎海瀕」とあれば、樹心は一時、尼ヶ崎に居住したことを思はしむる。同時にその頃海瀕と稱したことを知る。

(三) 養動は常如上人の御隱宅室町屋敷のことなり。

(四) 琢如上人第六男、常如、一如、兩上人とは御兄弟である。水戸光圀の猶子として、「常州盤船の願入寺に住持す。

(五)(六) これによつて、樹心が吉祥寺を出てよりの、學問の經歷を窺ふ重要な記事である。

(七) 「長覺寺」とは噓慶をさす。

(八) 「智藏」とは噓慶の別稱。

(九) 「去年」とは延寶四年をさす。依て樹心と我本山とは、延寶四年がその交渉の初である。

(一〇) 「右近」とは本山家老職、粟津右近その人である。即

(以上)

樹心と我本山との關係は、粟津右近を通じて始つたことを知る。

(一) 延寶五年四月六日、常如上人南都御遊覽ありしことなり。

(二) このことは、『由緒』、『正統編』、『粟津翰一』ともに記するところである。

(三) 此事も、『由緒』等の記録と一致する。

(四) 「樹心、元は海瀕也」との記録は、海瀕と稱せしことを確定せしむに重要な一句である。

(五) 此記録は、學事史上に於ける樹心の位置を決定するに、重要な文獻である。

(六) 一如上人である。

(七) 此記事は、御堂日記と一致する。

(八) 常如上人の御君達、三歳にして寂。以上

(九) (注意) 『年中行事日記』の抜書は岩谷山梔子氏の報告による。茲に謝意を表す。

## (丙) 書翰集

(一) 粟津右近書翰 (一) (横四尺、竪六寸)

能登 往還寺藏

一筆令<sup>(一)</sup>啓候、先以、御門跡様御機嫌能<sup>(二)</sup>被<sup>(三)</sup>成<sup>(四)</sup>御座候間可<sup>(五)</sup>心安候、然者其方新發意圖澄義、去十月御奉公に被<sup>(六)</sup>召出、御堂衆役相勤被<sup>(七)</sup>候様にと被<sup>(八)</sup>仰付、御召之七條之、御袈裟なと拜領冥加に被<sup>(九)</sup>叶候義と珍重に存候、其元へは未<sup>(十)</sup>被<sup>(十一)</sup>相達義も有

之と存、如斯候、委細之様子は寶蓮寺正益、可被申連候條、不能多筆候。恐々頓首。  
 尚々圓澄今程は、南都に被居候、來春御寺内に引越可申由に候、法名も只今は樹心と被仰付候、尚一應上京候而談可申承候、以上

粟津右近 (花押)

閏極月十日  
 能州(九) (一〇)  
 圓作老旨

- (註) (粟津右近の自筆)
- (一) 「御門跡様」とは、常如上人をさす。
  - (二) 「去十月」とは、延寶五年の十月なり。
  - (三) 『由緒』、『正統編』にあるこの項の記事の資料となつたものと考へらる。
  - (四) 京都下京の櫛笥町の寶蓮寺。猶注意すべきは、『正統編』では、『定蓮寺』誤記してをる。
  - (五) 「來春」とは延寶六年の春。樹心が京の御寺内へ引越した、時代を示すものである。
  - (六) 法名を「樹心」と稱したことは、『年中行事日記』の「披書」及「記録」、『正統編』を参照。
  - (七) 當時の本願寺家老職。
  - (八) 「閏の極月」とは、延寶五年、十二月には閏月あり。

學寮開基法海院樹心傳及其の資料(二)

(九) 「うかひ」とは、能登珠洲郡寶立村字鶴飼。  
 (一〇) 「圓作」とは、樹心の父、往還寺第八世「正統編」「披書二」を参照。

粟津右近書翰 (一) (竪一尺四分、横一尺四寸)

能登 往還寺藏

(裏端見返し) 往還寺殿 粟津右近  
 先刻者私宅へ入來、殊に錫一析綿壹把被縣芳意令祝着候、尙還留中辭句可申謝候。恐々頓首  
 八月廿四日 (花押)

(註) (この書狀は右近の自筆)

- (一) 「往還寺殿」とは圓作をさす。おそらく此書翰は樹心が南溟寺へ入寺せるにつき、圓作が登り來りし折、粟津右近の私宅を訪問せし時の答禮を述べたるものと推量さる。
- (二) 「八月廿四日」とは、延寶七年八月廿四日なるべし。
- (三) (花押)は粟津右近の花押である。

(二) 常如上人御消息 (一) (竪一尺、横一尺四寸一分)

能登 往還寺藏  
 (裏端見返し) 養 動

樹心御坊

此中は久敷不得尊意におもふことに存候、然者私宅作事に付、爰元へ可被參出内々承置候故、机も取出し毎日心待候へ共、無其儀千萬無心元候、恩光院殿には明日發足被成候、貴

下儀委御申置候、此方閑に候間、御隙ならば何時よりも御出可  
レ被下候。かしく。

尙如何様共勝手次第に候、近日は節句故禮者も参やかましく  
候、明日から成共御出候半哉、あまり久敷見不レ申候故、若持  
病なども指發候や、無心元存候。恐々かしく。

三月三日

榛(花押)

(註)

(一) 「養動」常如上人、御隱宅室町屋敷を養動と云ひ、依て  
又自らを養動と稱された。

(二) 「榛」は常如上人の一字號である、或は又「柏」の一字號  
をも用ひられた。

(三) 「恩光院」、一如上人の御入嗣以前の院號である。常如  
上人の法嗣となり御入山は、延寶五年五月十二日であ  
る。

猶この御書翰は『常如上人御消息集』にも未だ載せず。

(四) 「三月三日」は延寶六年と推定す、猶本書翰は上人の御  
自筆である。

常如上人御消息 (一) (縦一尺九分、横一尺五寸二分)

大谷大學 圖書館 藏

昨夜者寛々物語候而、用事迄少々談合調、一段之義に候  
一何にても所化堂作見可申候、其時者樹心めしつれ候は、と存  
事

一先日申候やた事何と成候やらん、今は我等物にもあらず、奥

のものにもあらず、このまゝ者にて候ま、慈悲にて只何方  
へ成共ありつけ候而然へく存候、但ありつくる迄は重廻にて  
候、今□少き物にて候へ共、銀子なんやうの物遣候て、親類  
共方へありつけよ□候はんや、何とやらんふらちの事候間  
了間あるへく候、與風存出申候也 火申く

(註) この書翰は宛名、月日を明記せざるも、おそらく粟津

右近に宛て延寶六年のものゝ推定される。その文面の内容  
に講堂建設事あるは、『由緒』及『正統編』と照應する。『常  
如上人御消息集』の「一八八番」に收載されてをる。猶、同

御消息集には、樹心、或は南溟寺として彼の名の理はれるも  
のを擧ぐれば、「一三四番」、「一八二番」の二通がある。

常如上人御消息 (三)

明後日、法皇の賀之事に付、用事候間、只今、花之間へ出仕  
候へく候。かしく

早き候事に候 以上

元陶へ

御園

(註)

(一) 「法皇の賀之事」とある法皇とは、御落飾後の後水尾天  
皇を指し奉りて申すなるべし。賀之事とは、何の賀なる  
や詳かならず。

(二) 「御園」とは、常如上人の自稱なるべきも、未だこの號  
を他に見ず。「御園」と判讀せるも、正否は猶検討を要

す。『常如上人御消息』一九〇に收載す、但『正統編』『記録』に收寫せるものによる。

常如上人御消息 (四)

一下僧住持之中、内外共、種々之事六ヶ敷わさのみにて、やくきつとめられ候に、何等事も多せて過候。さりながら其方とは、いさかにもなく、暮めてたく候、まことに此にも未、満して、如レ此閑に世にふる事、偏其方のはたらきと存候而、満足申候。猶主馬口上にあるへく候。かしく。

尙々自今以後者、六ヶ敷用之事にあらざる面白物語しに、折々隙の時分は可レ被レ出候。宇賀利化留身、昔を云、又は安く樂候今のありさまを見申へく候。何もく、面談ならては、先々智藏は、我等の今度の事を手順悪きとて笑候間、是は其方の後物の笑付とは引かわりたる事と、野分のあしたなからねと、又おかし。南溟寺、氣しやう出て、はめき候哉、其方は定とかあれく、あれしやほとこと草葉の下に申候はんと存候。本門夫、萬般苦勞彌まさるへくと存候。身をつみて人の思ひやられ候。心のそんなやうにと念願に候。めてたく、かしく。火中く

廿八日

もとすみへ

榛

(註)

(一) 智藏は憶慶のことであるが、この御書翰は、常如上人御讓職後、その當時の後味を偲はするものである、憶慶

學寮開基法海院樹心傳及其の資料(二)

樹心ともに、この件に係はつて心勞したかに思はれる  
(二) 「南溟寺、氣しやう出て、はめき候哉」とは、樹心の性格の一面を窺はしめるものがある。

(三) 一如上人御消息 (一) (寫)

能登 往還寺藏

遣しから怒曇氣、令迷惑候、無恙講席被相勤候與し大慶候、乍然精之盡候は怒様にと思哀に候、久々不遂閑談ゆかし候へとも、勤學之節とわざと不申候、隙之時節、氣のはしかてら待入候。不宣

尙々毎日く、わけもなき事に隙入、せめて一座なりともおもひ候へとも、それさへ成かたく候て残念に候、益前までは、手すきも有間敷と氣の毒候、さて此香、よ所より參候、あまり能も候はねとも、學のなぐさみにと遣し候也、明夕隙に候は、待入候、天氣能候へは、庭に涼所も候、しかし勤學にあしき事ならは無用に候、かしく。

又此文庫はよ所、よりもらひ候、もし書物入にもと、これも遣し候、以上。

林鐘廿五日

樹心へ

光 海

(註)

(一) この御手紙は『記録』及『正統編』に收寫されあり、その原本は焼失せるか今は傳はらず、『一如上人御消息集』「五九番」は右の寫本より轉載したものである

- (二) 「林鏡廿五日」は延寶六年の六月廿五日なりと推定す
- (三) 「光海」は一如上人の諱である

一如上人御消息 (二) (寫)

能登 往還寺藏

今夕蹴鞠之事、約諸仕候共、風あしく候、其上御用之儀彼<sub>(一)</sub>仰越<sub>(二)</sub>て唯今御所江參上仕候間、けよは、得參間敷候、惠明院は定隙にて可有候、かしく。

尙々其内、早く御用相濟候は、可<sub>(三)</sub>參候 以上

三月 盡日

樹心 御坊

何云<sub>(四)</sub>

(註)

(一) 「惠明院」は琢如上人第六子、一如上人の兄にして常州願入寺を住持す、諱は如晴又、海潤と稱す

(二) 「三月盡日」延寶七年三月なるべきか、なほ、粟津文庫の「東本願寺門跡御參内に就ての書類」を調査せば明了となるか

(三) 「何云」は一如上人の俳號なり猶、本書翰は『一如上人御消息集』二一七、に載す

(四) 惠明院殿書翰 (一) (竪一尺五分、横一尺四寸八分)

能登 往還寺藏

(裏端見返し)

樹心貴叟

海潤

此菓子一折、蘭花一筒令<sub>(一)</sub>進入候、尙後刻御見廻可<sub>(二)</sub>申入候。

頓首

十七日

海潤

(註) 惠明院は「海潤」とも稱した。思ふに、この書類は師の自筆であつて樹心の病狀へ遺はされたものかと考へる、彼が延寶七年の四月から五月にかけて、大患を病むが、その折のものか

惠明院殿書翰 (二) (寫)

能登 往還寺藏

一筆令<sub>(一)</sub>啓候、先以御無事に御坐候由、珍重令<sub>(二)</sub>存候。然は當春、御内室平産母子御達者之由承及、目出度悦入候、其後、手前病身故久敷養生し、山籠致音信相絶御床敷存事に候、七月下旬には上京致候間、逗留中には參實可<sub>(三)</sub>申存事候、順正坊、噫慶なとも無爲之由申越、其便に其元繁昌と承、大悦に存候、古樹心老存命に候は、定而悦可<sub>(四)</sub>被<sub>(五)</sub>申候半にと存候、申迄無<sub>(六)</sub>之候へ共樹心跡に候間、平日昔人被<sub>(七)</sub>申候様に、出世方御油斷有間敷候、順正、噫慶も朋友に候へは、頓而對面可<sub>(八)</sub>申是又悦入候、便にて先頃指上候御書狀、相届申候由の御申傳之有候、恐々頓首追而近所に候は當山へも皆々御入來候様に可<sub>(九)</sub>致候半に、遠境無<sub>(一〇)</sub>是非候、手前も老年に及申候て、遠縣成不<sub>(一一)</sub>申引籠り有候故、其御寺へ一度も參得不<sub>(一二)</sub>申候、如何様存命致候は、いつれ在京之序に願出申候、愈以御繁昌之御左右、可<sub>(一三)</sub>承存候

六月十五日  
南溟寺殿  
願入寺  
御在判

(註) (一) 「南溟寺記録」に見ゆる「稱徳」の誕生をさすものと思はれる。

(二) 「願入寺」とは恵明院

(三) 「南溟寺」とは圓心をさす

惠明院 殿書翰 (三) (寫)

能登 往還寺藏

一筆令啓達候、承及候へは噫慶室逝去之旨驚入候、貴寺秋傷令察候、其元御内室は別而哀情不淺殘念に可被存覺候、申迄も無之候へ共、夫妻之常々道春なし、懽懽可有候、母あらぬ身に成申候間、其心して介抱尤に候、古樹心老本意わ合に候間、大切に諸共可被致候、若年の中は、合點難有事に見及候間、以序一言申入候、我等儀は、其方へは無隔意由緒に候故、付届之希迄も無之候上、遠境に罷有度候も、得貴意難申候故如此候、乍兩人一噫慶を御別之人々之替に被存、教訓申事は、必々我儘に聞そむき被申間敷候、恐々頓首

惠明院

御在判

二月十八日  
南溟寺殿

(註)

學寮開基法海院樹心傳及其の資料(二)

(一)(二) この書狀の文面より推するに樹心の養子なる圓心の室は噫慶の娘にあらざるか

(三) 「御分之人々」とは樹心及噫慶の室を指すなるべし

(四) 「南溟寺殿」とは圓心を指す

(五) 海老名主稅書翰 (豎一尺九分、横一尺二寸三分)

能登 往還寺藏

(裏端見返し) 南溟寺様

海老名主稅

今日於御内々御日出度御振舞候間、御出仕候而御料理參候へと御事に候、唯今御出仕御尤候。恐惶頓首

九月三日

(花押)

(註)

(一) 「南溟寺様」とは樹心を指す。

(二) 「海主稅」とは海老名主稅にして當時本願寺の家臣の人である。今この手紙は主稅の自筆と思はれる。

(六) 横超寺願意書翰 (豎九寸七分、横一尺四寸二分)

(裏端見返し)

ふし、ま 横 超 寺

往還寺様

願意

一筆啓上致候、御傳者辱奉存候、彌々御堅固被成御座候御儀日出度奉存候。先日者、緩々得尊意、殊に預御馳走冥加至極奉存候、且又其後、氣分大形本復の由大慶奉存候、猶期尊面御禮可申上候

恐惶謹言

二月廿日

(花押)

(註)

(一) 「往還寺様」は樹心を指す。

(二) 「二月廿日」は樹心を往還寺様と稱する頃なるを以て南

溟寺へ入寺以前なり、即延寶六年の二月廿日なるべし

(七) 樹心書翰 (一) (竪一尺四分、横一尺四寸八分)

能登 往還寺藏

澄瀨罷下候間一筆致啓上候、爰元 御門主様益々御機嫌克被

爲成御坐候間、難有可思召候、愚拙も堅固相勤申候間可

御心易候、委曲澄瀨可致物語候間早々申殘候、善慶寺氣色散

々の由承笑止存候、病氣も克被成候は澄瀨其元へ御呼候而、

爰元之様御聞可被成候、其外口上申含候事御坐候、急々故早

々擱筆候。恐惶頓首。

尙々當年も御登待人申候、路銀の事可致合力候。以上

三月九日

往還寺

圓作老

南溟寺 樹心

(註)

(一) 「澄瀨」の文字讀み難けれども今はかく讀みをく、樹心

は海瀨とも稱したから、或は澄瀨は彼の名にあやかりた

る者なるべきか、然れば能登の人で關係の深かつた人物

かとも思はる

(二) 「善慶寺」は樹心の本坊なる妙嚴寺の近郷なる上戸村の

善慶寺なるべし、然れば右南寺の間に訟訴沙汰ありしも

の如し(樹心自筆書翰(二)・(三))

(三) 澄瀨を呼んで、爰元の様子を聞けとは、入寺せる南溟

寺の模様を聞いて欲しいとのことなるべし

(四) 「當年も」この當年とは延寶七年と推定、依て延寶六年

に父圓作が上京したことが推測される

(五) 「三年九日」延寶七年三月九日と推定、然れば樹心は延

寶七年三月九日以前に南溟寺へ入寺せりと思はれる

樹心書翰 (二) (竪一尺三分、横一尺四寸七分)

能登 往還寺藏

貴簡拜見、先以御無事被成御坐候由、珍重不過之奉存

候、爰元、兩御門主様御機嫌克被爲成御座候間、難有可

被思召候、愚僧無相替事勤申候可御心易候、妙嚴寺訴訟

の事、是非埒明可申と存事候、愚僧存命仕候て、近内には首

尾相調可申と存候、爰元之様子次第、一左右可申進候、其

御心得御尤に候、其元皆々様へ可然御心得被成下候、委曲

可申上候へ共、手前取込み不能其儀候、恐惶頓首。

尙々、御無事被成御座候御家内も相替事無之候由、珍重

奉存候、皆々へ不殘傳言仕候由、御心得被成可被下候、

今度妙嚴寺之使僧へも、何之馳走も不仕、殘念に存候、

以上

重而之便に委曲可申述候

先可申進、法義御悅肝要に御座候、必々御恩御悅可被成候、姉妹共へも、其通御催促被成可被下候、以上。

有合申候、隱歌銘小刀一本、被遺候、以上。

卯月十六日 南 溟 寺 樹 心(花押)

圖 作 様 貴 答

(註)

(一) 「妙嚴寺」、能登國珠洲郡寶立村字鵜飼にあり往還寺の本坊である

(二) 「姉妹共へも」、樹心に三人の妹がある

(三) 「卯月十日」は延寶七年の卯月十六日と推定す

樹 心 書 翰(五) (竪一尺三分、一尺四寸七分)

能登 往 還 寺 藏

爰許無相替事、御門主様御機嫌克被成御座候間難有可被思召候、次愚拙事、四月々末五月初、散々相煩十死一生の體に御座候處、五月中旬得驗氣、頃日は大形克御座候間、其元へも様子知れ可申候間、定而から成と存候へとも、書狀進申候、今程は、去年懸御目候時分よりは達者に御座候、然共、序に而爾、養生可仕覺悟に而、物讀等も閑候而、休息仕罷在候、委曲は仁右衛門下向候節可申進候、恐惶頓首。

蛸嶋二右衛門に、尙御召狀相届候て拜見參せ候、此度も其元御無事之由、妙嚴寺へも珍重不過之存候、書狀遣申度候へ

學寮開基法海院樹心傳及其の資料(二)

共御用之事候而、手前閑敷候間、不能其義候、自跡可申入候間、左様御申傳被下候、右品々は、名號御染筆被遊被下候、表具の事可申付と存罷在候、山號之義天下に無其例、故難被遊御案事の御事故、願主妙嚴寺と計、被遊候、其段も御申可被下候、二右衛門には度々相申候而、其元之様子も明り申候、以上。

六月十日

樹 心(花押)

圖 作 様 貴 報

(註)

(一) 「去年」とは延寶六年なるべし、即父圖作樹心御召の御禮言上のため上京せしならむ

(二) 「蛸嶋」は樹心の生地鵜飼村と海岸つゞき數里にある漁村である、「二右衛門」及「仁右衛門」なる名は彼の書狀に現れる人である、おそらく彼とは近親の間柄であつて、能登と京都及南溟寺とを往來して自ずと連絡の役を果してをる

(三) 「六月十日」は延寶七年と推定

樹 心 書 翰(四) (竪一尺三分、横一尺四寸七分)

能登 往 還 寺 藏

蛸嶋仁右衛門、正院惣兵衛下向に付、令啓上候、其元御無事之由承珍重存候、當地、兩御門主様御機嫌能被爲成御座候難有可被思召候、愚拙も四月末、散々御煩候へ共、去月初より得快氣、頃日は透と致本復、去年懸御目候よりは、事

之外達者に罷成り候、可<sub>レ</sub>御心安候、爰元の様子委曲兩人之衆可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>物語候、手前取込候間、早々申殘候。

一 おみつ惣領之むす子、我等養子に仕度候、何れも致<sub>レ</sub>合點候は、當秋中に爲<sub>レ</sub>上申度候、左候は、乍<sub>レ</sub>御苦勞<sub>レ</sub>御同道にて、御上洛被<sub>レ</sub>成可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、其段、仁右衛門、惣兵衛兩人に

委曲に申含候、物語可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致候、恐惶謹言。

尙々、其元御無事之由、私大慶奉<sub>レ</sub>存候、我等病氣之由御聞被<sub>レ</sub>成候は、嗚無<sub>レ</sub>御心元<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>思召<sub>レ</sub>與難義致候、早速致<sub>レ</sub>本復<sub>レ</sub>大慶存候、少もく御機遣被<sub>レ</sub>成間敷候、蛸嶋仁右衛門

へ馳走仕度存候へ共、閑敷事共打重り候故、早々仕合殘念存候、其元一門中、不<sub>レ</sub>殘御心待被<sub>レ</sub>成可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、

一 おみつむす子の事、我等やしなひ候は、かのもののためも可<sub>レ</sub>然と存候、乍<sub>レ</sub>去、無器量に御座候は、無用の事と存候、妙嚴寺へ之書狀之次而に、申付候而此書狀相認候、他事に而

は御氣遣可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成と存候而、細書愚僧染筆仕候、事外手跡あかり候て、卒爾に書申事に而は、無<sub>レ</sub>御座候一笑々々、恐惶謹言。

七月七日

往還寺様

貴下

南 溟 寺

樹 心

(註)

(一) 「正院」は鶉飼と蛸嶋との中間にある海岸沿ひの漁村である

(二) 「去年」とは樹心書翰(二)の註に於て述べたごとく延寶六年にして、おそらく六年の八月、父圓作上京して面會せしなるべし(粟津右近自筆書翰(二))

(三) 「おみつ」樹心の三人の妹のうち最年長にて養子策博の妻、圓心(民部)の母である

(四) 「むす子」策傳とおみつの長男、樹心の養子として南溟寺へ入寺す、幼名市(圓作自筆書翰(二))民部と改め得度して法名を圓心と稱した

(五) 「七月七日」は延寶七年の七月七日と推定

(六) 「往還寺」は直接には樹心の父圓作を指し兼ておみつ夫妻を指すなるべし

樹心書翰 (五) (竪一尺〇一分、横一尺三寸七分)

(裏端見返し) 能登 往還寺藏

圓作様 樹心

御上洛之由珍重奉<sub>レ</sub>存候、唯今右近殿へ、非時くふと申候間、七ツ時分可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>伺候、随分様子知れ不<sub>レ</sub>申様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、急候間、早々擱筆候。恐惶謹言。

即 刻

(花押)

(註) 「右近殿」は本願寺家老、粟津右近なり、父圓作上京の

知らせを留守宅よりうけ、出仕執務中の本山より遠來の父へ右近との會風を了つてすぐに歸宅する旨の返事を届けたるものがこの書狀かと思ふ、延寶七年の八月の末頃と推定さるる

樹心書翰(六) (竪一尺四分、横一尺五寸)

能登 往還寺藏

老僧一段無事候間、可<sub>レ</sub>心易<sub>レ</sub>候、此方逗留候間左様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>心得候、某氣色無<sub>レ</sub>程興<sub>レ</sub>透至<sub>レ</sub>本復<sub>レ</sub>候、是又可<sub>レ</sub>心易<sub>レ</sub>候、諸事無<sub>レ</sub>油斷可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>勤候、手前、開敷候而、早々申入候、申込は無<sub>レ</sub>之候共、おいちや、おなつへ念比可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致候、恐々頓首。

樹心(花押)

九月十日

策傳 御坊

(註)

(一) 「老僧」とは樹心の父にして策傳の養父なる圓作のこと。

(二) おいちやは樹心の三人の妹のうちの末、おなつは中の妹である、老父圓作が上京逗留するに より妹達に親切なるべきことを策傳に懇請してをる。

(三) 「九月十日」は延寶七年の九月十日と推定す『往還寺由緒』及『由緒正統編』によれば、策傳の長子(民部)が南溪寺へ來つたのは延寶八年の春とあるが、樹心の父圓作が南溪寺へ移り住んだのは延寶七年の秋もすぐる頃と思はれる。

樹心書翰(七) (竪一尺四分、横一尺五寸四分)

能登 往還寺藏

79 1 ひさしくあひ候はて、なつかしく於もひ參らせ候、みなく無

學寮開基法海院樹心傳及其の資料(二)

兼のよしよるこひ入候、老僧のまほとそく才にお入候あいた此間二三行磨消して不明)さては、何事も此世の事は、遊めまほろしのことにて、よきもあしきも、一たんの事にて候、ひとへに後生の事、御心にかけるへく候、くわしく申たく候へとも、いそかはしき事候間、あらく申參らせ候、なをあとのため、申へく候、喜右衛門おは、長右衛門おかへも、右のとをり申たく候、さそくいつれも、みやこ一しほなつかしく候はんと、をしはかり參せ候、かしく。

おいちやとの  
おなつとの  
おみつとの  
しゆしんが

(註)

「老僧」とは樹心及、おいちや、おなつ、おみつ等の親父圓作をさす、父圓作上京後の淋しさを慰問して三人の妹にあてたるもの、おそらくすぐ前に示せる書翰と同時に又はひき續きの時に發せられしものか、即延寶七年九月頃なるべし

樹心書翰(八) (竪一尺四分、横一尺四寸六分)

能登 往還寺藏

(端裏)

おいちや  
おなつ  
おみつ

旨 しゆしんが

爰元かわる事なく、みなく無事候あいた、こゝろやすかるへく候、さては、おなつ、かせひかれ候てわつらはれ候よし、か

へすくこゝろもとなくそんし候、なにことにつけても、法義よろこはれ候事、かんようにて候、おいちや、たひくぬす人にあはれ候よし、さきの世、人の物をかりおかれたるゆへとおほへ候、すこしも人をうらみおもはるましく候、すこしなからもしたよりにもおもひて、しろかね三つふ、つかはし候、うけとり申さるへく候、後世の事、うとからす、こゝろにかけらるへく候、おみつは、とれくへも、たのもしくいたさるへく候、喜右衛門は、長八は、へも、くわしく申つかはしたく候へとも、ひまなく候ゆへ、さうく申候、さてもく、みなく法義心かけ、かんように候、さくてんかたへは、返事もせず候、ひさしくあい候はて、なつかしく候、かしく。

(註)

(一)(二) は次に掲ぐる圖作自筆書翰(二)と同一事項を扱つてをる、依てこれ等の二つの書翰は年時と同じくすると考へらる、天和元年の歳末の頃のものか

(八) 樹心父圖作書翰 (一)

(竪一尺二分、横一尺五寸)

能登 往還 寺藏

閏十日之御狀、當廿日に披見仕候、其許無事由、此方相替義無之、無事に皆々御座候間、可爲御安心候、御門跡様、當廿一日に此方へ御成被遊、御機謙能、晩の四つより、夜の九つに、還御被遊候、其節、市者御目見え仕候處に、右近殿名付

親にて、御門跡様御好み被爲成民部と、被仰下候、申々難有御事、言語絶斷の御事候、御元より頼而、右近様へも御禮に、御遣可被成管に御座候、是も過分の御物入りの、もくろみに御座候、人よりもく、樹心様の、御ほめなされる事、そばにておかしき事に候、其許の子共、随分けがわるくるひ不在候様に、御そだて可有候、小三郎は、立申候哉、二郎市、宜く御そだて可有候、左次之所無心元存候、病氣如何、又市仕付、おいち御しかり可有候、とれくと、其方の御申付、聞不申候は、其方へ出入無益の事に候、頼而來春と聞可申候間、善惡日記にしるし、御見せ可有候、

一又右衛門立登せ度由に候ゆえ、此方度々御理申候處に、仕付仕候て、登せ申候やとの事に候間、此多中は、其方にて手習いたさせ、硯なと御かし候て、晝夜御おしへ可被成候、冬中にも能つれ候は、登せ可被成候、つれもなく候へは、春にても宜しかるへく候、何事も早々、恐々諱言。

外に、兄弟中間、物事よろしく御たんこうして、御仕置可有候、とかく中あしくては、何事もあしき物に御座候、我をやめ、ゆるくと家御持可被成候、専行寺下より、御登候由承り、別書にて申度候へ共、御心得、即正寺、八右衛門、小兵衛、西方寺のば、様、町出勘兵衛殿、彦左衛門、三郎兵衛、久右衛門、小和彌兵衛、二郎左衛門、善兵衛、太郎兵衛、長八同は様、中島宇右衛門後家、政喜右衛門おは、後家庄左衛門、忠兵衛、内彌、扱又さきさきつたおはる、五まん

在間知へは、逢程の人に事つての由、心得参らるへく候、

以 上

九月廿五日

圖 作(元押)

策傳殿

(註)

(一) 「閏十日」延寶八年八月十日なり、この年は八月に閏あり

(二) 「御門跡様」は一如上人なりこの記事は『往還寺由緒』及『由緒正統編』の記録の資料となつたと考へらる

(三) 「市」とは策傳長男(民部)の幼名

(四) 南溟寺に移居した圖作が能登往還寺策傳に狀況を報告

せるが今この書翰である

(五) 「九月廿五日」は延寶八年なり

圖作自筆書翰 (二) (竪一尺五分、横一尺四寸六分)

能登 往還寺藏

御狀共委しく拜見候、先以此方上々様、御機嫌にて被遊御座候間、皆々難有可被存候。其元何れも御無事候由にて満足候、此方南溟寺殿、民部殿、拙老僧も無事候間、可被御心安候、何分々々其許、事外詰り候由笑止千萬に存候、此方も在郷百姓方つまり候事、中々沙汰の限りに御座候、随分々々無油斷喜右衛門、策傳、御才覺肝要に御座候、先可申處に、那言殿か、様、おきさ、和吉おもい、同かりや家内、又右衛門、家

學寮開基法海院樹心傳及その資料(二)

内、忠兵衛家内、庄左衛門、仕合おつた、市右衛門、筆つくしかたく候、又右衛門、之はよき連れに御登せ可被成候、おなつ、わつらいのよしよく御座候哉、あんじ申事に候、まへかとの持病にてや、又三死亡候哉、立登申候時分ならでは、知れ申間敷候、其以前に急使候へは、御申越願入候、佐次兵衛所へ盗入候由、なぜにゆだん仕候哉、喰物も一日々々内より取て行く様に可被成候、南溟寺様、其事御聞にて笑止かりて御座候、先可申如に、氣うか／＼仕、南溟寺殿に霜月廿四日に男子御よろこび、則名は綱千代殿と申事に候、中々重要不斜候、方々の御祝儀物、我等も不及事に候、書申度儀雨山なれ共、先留筆候、恐々謹言。

外に頼母子被成候由、うれしく存候、忠兵衛の所、久右衛門のみ作配、御心中色々事あまたにて難義仕候、已後使の方より御狀御しんしやく可有候、佐次兵衛たのもしく仕候哉、これも承度候、材木かい出し候て、その銀にて先々命つなぎ申様に可被成候、又おもしろき事も可有候間、かならず如何とはしなされ間敷候、以上

極月十五日

往還寺

圖 作(元押)

策傳殿

喜右衛門殿

(註)

(一)(三) は「樹心書翰八」と同一の事項なり、又、南溟寺様とは樹心をさす

(二)(五) 「佐次兵衛」は、樹心の妹おいちやの夫かと推測さる

(四) 樹心に實子が誕生したことを示してをる、この實子綱千代は早世せるものか、霜月廿四日は延寶八年、天和元年天和二年のうちのいづれかの霜月廿四日なるべきも、おそらく天和元年の霜月廿四日にあらざるか

(九) 南溟寺書翰 (一) (竪一尺一分、横一尺四寸七分)

能登 往還 寺藏

昨日御書被<sub>レ</sub>下候而、其元之様子委細と承知大慶に奉<sub>レ</sub>存候、先々、妙惠様久々に而御登被<sub>レ</sub>成候へ共、何角御馳走も不<sub>レ</sub>申事と残念に奉<sub>レ</sub>存候、付而、彌道中御無事にて、御下着被<sub>レ</sub>成候由満足此御事に候、其外其元寺中無<sub>レ</sub>別條候由、珍重に被<sub>レ</sub>存候、此方院内相替事無<sub>レ</sub>之候、御心易可<sub>レ</sub>思召<sub>レ</sub>候、京都親類方無事にて、殊に噫慶養子に金子左京と申を、二三年已<sub>レ</sub>前御奉公被<sub>レ</sub>召出候、殊外御意に入候て、先頃粟津勝兵衛養子に被<sub>レ</sub>仰付一門中悅申事に候、其外段々繁昌の事とも、御察量の外に候、粟津勝兵衛者元來、御家老代々之家に候へは、以後老職にも可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付哉と前悅申候。恐惶謹言。

尚々誂えきぬ一疋、儘請取申候、御六ヶ敷平に御世話成被<sub>レ</sub>下候而、辱奉<sub>レ</sub>存候、殊外、見事にて悅申候、定器も相届申候、能々御禮頼入申候、妙靈様へは別紙申度候へとも、結句御六

ヶ敷やと慥ひかへ申候、御心得頼入申候、

壬八月八日

南 溟 寺

往還寺殿

(註)

(一) この手紙も樹心の室の自筆のものとして推定さる

(二) 「妙惠」とは往還寺策傳は法名と考へらる

(三) 「久々に而御登」とあるは、天和二年六月十二日民部が得度したその折に實父策傳が能登から上京したものと思はるゝ、しかも久々にて御登りとあるから、これ以前に上京したことがなくてはならぬ、それは南溟寺へ民部を養子として同道した折の事をさすか、さすれば延寶八年の春の頃であらう

(四) 樹心の家系には京都に親類のあるべくもない、それは樹心の室をゆかりとする親戚であらう、しかも噫慶一家を一門と稱するかぎり、樹心の室は噫慶ゆかりの人であり、「惠明院書翰三」の文面よりすれば樹心の養子圓心の室は噫慶の娘と考へられる節もあるから、かくて重縁の關係を後に至つて生じたものと推測さる、この手紙の「妙惠」を策傳として、さて彼は、『正統編』によれば天和三年十一月十五日に寂してをる。然ればこの手紙はそれ以前のものであり、従つて策傳の實子なる圓心(民部)は末だ九歳以前であるから圓心の妻を通じての縁は未だ噫慶

とは出来てゐないはずである、故に噫慶一家を一門と稱するかぎり、それは樹心の室を通じての親戚である、或は樹心の妻は噫慶の妹ではなからうか

(五) 「壬八月八日」は天和二年の八月八日なるべし

(六) この二字磨消して判讀しがたし

(七) 「往還寺殿」とは策傳の妻おみつを指すにあらざるか

南溟寺書翰 (一) (竪一尺、横一尺四寸八分)

能登 往還寺藏

二月一日之貴札、此節相達令<sub>レ</sub>披見<sub>レ</sub>候、先以其元皆々様御無事に御越年珍重に奉<sub>レ</sub>存候、爾來良久便不<sub>レ</sub>承、御床敷候處、御到來を祝着候、此表無<sub>レ</sub>別條候、去秋より歸郷致候、其後病氣相替義無<sub>レ</sub>之候へ共、いまた與<sub>レ</sub>透とは無<sub>レ</sub>之候、民部事良や無程達者に相成悦申候、是又御氣遣有間敷候、猶、近日御登之由、期<sub>レ</sub>其節可<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>陳候。頓首

南 溟 寺

三月十一日

□ (花押)

往還寺殿 急報

(註)

(一) 「去秋より云々」は樹心病氣保養のため京都よりひきあげ泉州大津南溟寺保養中と考へらる、前後の事情より推量して天和二年の秋なるべし

(二) 「三月十一日」は天和三年の三月十一日なるべし

(三) 往還寺とは策傳なるべし

學寮開基法海院樹心傳及其の資料(二)

(四) この書狀の差出人の自署は解讀し難し、但花押筆蹟は樹心のものにあらず、筆勢等より見て樹心の室の文と思はる、以下の二通も同様なり

南溟寺書翰 (三) (竪一尺、横一尺四寸三分)

能登 往還寺藏

平助立寄、彌其表無<sub>レ</sub>別條候由物語り仕候而悦ひ紙面の通、志内吉左衛門參而、様子具承候、其後衛立淨心に願御狀届候、來春は常如様七回忌御執行の事に候間、其節は何とぞ貴僧御登候へかしと奉<sub>レ</sub>存候、御母儀様御同道御上京は、難<sub>レ</sub>成候、其邊御申傳可<sub>レ</sub>給、平助滞留も致させ度存候へとも、連多くして急ぎ候とて立歸に仕、殘多存候、且又平八、其元に願申候て貴僧御世話と存候一心も、なおり候や、此方なから何とそ人にもなれかしと存候、尙論註の事入不<sub>レ</sub>申候由、得<sub>レ</sub>貴意候、急便候故、早々申殘し參せ候。

尙々、皆々様へ無事之傳言如<sub>レ</sub>其、良也方御傳筆申聞候、悦申候へとも急便故、以<sub>レ</sub>書中不<sub>レ</sub>申候。

南 溟 寺

八月九日

□ (花押)

往還寺殿 急報

(註)

(一) 常如上人の七回忌は元祿十三年であるから、この手紙は元祿十二年のものである、樹心の未亡人の自筆書狀と推定さる

(一) 「御母儀」とは往還寺策傳(天和三年十一月十五日寂)の未亡人にしてその子要傳(往還寺十一世にして南溟寺圓心の實弟)の母を指すものと考へらる。

(三) 「八月八日」は元祿十二年の八月八日なり

(四) 「往還寺殿」策傳は天和三年十一月十五日に寂(由緒正統編)してをるから今この往還寺殿とは策傳の子要傳(十一世)なるべし

(五) この自署解讀し難し

南溟寺書翰 (四) (竪一尺四分、横一尺五寸)

能登 往還寺藏

其已後者不<sub>(レ)</sub>申<sub>(レ)</sub>通候處、左次兵衛之登、其元之様子承満足仕候、愈御無事のよし目出度存候、然者、おいちやとの、往生之由、此方こそ力落申候、勿々。

南 溟 寺

七月十二日

おみつ殿

喜右衛門殿

(註)

(一) 「左次兵衛」はおいちやの夫なるべきか

(二) おいちは樹心の三人の妹のうちの末の妹である

(三) 筆蹟及花押は前にかゝぐる手紙三通とは全く異なる、思ふに圓心の自筆の書翰なるか

(四) 「おみつ」は樹心の三人の妹のうち最年長の妹にして圓

心の母、策傳の妻なり、又「喜右衛門」はきはめて近親の人と察せらる

樹心傳資料之内容

往還寺寶物	往還寺由緒	一册
往還寺文書	往還寺由緒正統編	一册
南溟寺々記	往還寺記録	一册
南溟寺法寶物	往還寺次第	一册
常如上人御消息	御講者次第	一册
一如上人御消息	粟津右近書翰	二通
御堂日記	常如上人書翰	四通
粟津重要日記	(一如上人書翰)	二通
年中行事日記	惠明院書翰	三通
	海老名主税書翰	一通
	藤嶋横超寺書翰	一通
	樹心書翰	八通
	圓作書翰	二通
	樹心内室書翰	三通
	圓心書翰	一通
	龜陵講師學寮の由來一卷	
	其他覺書、記録下書等	

(終り)